

道立試験研究機関の地方独立行政法人制度導入に対する意見書

道立試験研究機関は設立以来、北海道産業の育成、道民生活向上のために、国と連携しながら調査研究・技術開発を行い、その成果を道民に還元してきた。こうした中、道は、昨年、このうち22カ所の道立試験研究機関を一つの地方独立行政法人によって運営する内容の「道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針案」を北海道議会に提示した。

北海道は、食料自給率の向上、食の安全や環境保全などで大きな役割を担っているが、これらを支える道立試験研究機関は、公正・中立を保ち、充実した機関として運営されなければならない。これまで、国立大学及び国立研究機関でも独立行政法人化がなされているが、運営上の問題により、廃止の懸念も出てきている。道立試験研究機関が地方独立行政法人化された場合も、効率的な運営を目指すあまり、採算性重視の研究となり、地域に密着した研究ができなくなることが懸念され、また、相談、指導、分析、測定などの手数料の値上げによる住民負担の増加、ひいては試験研究機関そのものの存続が危ぶまれる状況に陥ることも予想される。

よって、北海道においては、道立試験研究機関の地方独立行政法人化に向けては、研究機能や住民サービスの低下を招かないよう、農林水産業従事者、消費者、関係団体、学識経験者及び試験研究機関にかかわる職員などの意見を幅広く求め、慎重に検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 北海道知事

(提出者) 民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、  
市民ネットワーク北海道及び自民維新の会所属議員全員